

## 第三者意見



琉球大学 観光産業科学部  
産業経営学科 教授  
**牛窪 潔**

CSR（企業の社会的責任）とは、ステークホルダーズ（当該企業と経済的もしくは非経済的取引関係を直接結んでいる個人又は組織）の真のニーズ（本音・生の姿）に適う貢献行為を積極的に展開・実施することによって、より健全で暮らしやすい社会を構築する責任であると言えよう。今回、沖縄電力が策定されたCSR報告書には、まさに上述した基本理念に準じた活動内容と成果、さらには将来への展望が体系的に整理されており、CSR憲章に準じた進歩と成長の道を確実に歩まれている努力の姿が伺える。本報告書の作成に携われた社員の方々のご努力に深い敬意を表したい。以下に3つの視点から、第三者としての意見を述べてみることにする。

まず第一に、沖縄電力がこれまで刊行されてきた環境行動レポートと今回のCSR報告書との違いであるが、基本理念を踏襲しながらも、本報告書は、CSRトピックス、経営・経済面、社会面、環境面、以上4つの側面から構成され、非常に分かりやすい内容に整理されている。これは正に、社会の多面的かつ相互補完的な外部環境のニーズに焦点をあて、企業と社会との双方向的なコミュニケーションの中から、CSRの本質を追求しようとしている当該企業の前向きな姿勢に他ならない。ただし読者の印象としては、本報告書が発信している情報のベクトルが、どちらかと言えば、対社会、対環境、対従業員に向いているような意向が感じられる。社会の声、環境の期待、従業員の意欲といった、対企業側に向けたベクトルが加われば、「地域とともに、地域のために」のコーポレートスローガンに準じた均衡が、より図られるのではないかと考える。

第二に、21世紀という新しい時代にスポットライトをあて、環境管理の充実、具体的な環境目標の設定と実績、環境行動の積極的な推進、環境会計ならびに

環境法規制の遵守等、将来的なニーズを最重要課題に取り上げ、詳細かつ分かりやすい説明をされていることは、高い評価に値すると思われる。願わくば、将来的なスパンをもう少し先に見据え、20年後さらには30年後の長期目標を提示することの必要性があるように思える。例えば、「温室効果ガス排出量の50%削減」、このことは世界各国が合意に至った環境サミットの長期目標であるが、沖縄電力独自の目標値と戦略を示す必要があるように思える。このことに関して自動車業界では、クリーン・エンジン・カーの開発に関して、2030年までにガソリン車と同等の価格にて、7時間の充電で500km走行可能な車の開発に取り組んでいる。すなわち、長期的という時間軸の見直しと実現可能な具体的戦略目標の設定を、今後のCSR活動の重要なテーマの中に組み込むことを提案したい。

第三に、P24のステークホルダーのページをご覧くださいとわかるが、沖縄電力を円で囲み、円のデザインを工夫し、大きな円の周りを森によってイメージすることによって持続的発展を遂げていくという発想は、非常に説得力と訴求力がある企業パラダイムだと思う。正に個々の自立性、創造性、主体性をもつ組織や個人が、有機的なつながりの中で新しい付加価値を創造していく方向性は、現代社会が求めているビジョンに符合すると言えよう。加えて、これは私見であるが、21世紀という時代は、これまでのように、単独の企業同士が競い合うことによるのみイノベーションを追求するのではなく、複数の企業や組織体そして個人が、業界・企業の枠組みを越えて、それぞれの強みと魅力を発揮しつつ、より競争力の高い商品やサービスを創り出す時代に変化していくように思われる。電気自動車の市場導入もその一例であるが、既存のビジネス・モデルを越えて発想をもち、誰もが希望のもてる将来的なニーズに軸足を置くことは、企業の新たな責任と使命のひとつになるのではないかと考える。

沖縄電力が、21世紀という新しい経済社会の健全なる発展を支える担い手であることは言うまでもないことである。そんな沖縄電力に対して、感謝と信頼そして大いなる期待を寄せ、また本報告書の完成に対して深い敬意を表しつつ、私の結びの言葉としたい。

## GRIガイドライン\*対照表

『GRIサステナビリティ レポートガイドライン 2006』との対照表

ガイドライン項目	記載頁
<b>1. 戦略および分析</b>	
1.1 組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	P3~4
1.2 主要な影響、リスクおよび機会の説明	P3~4, P24
<b>2. 組織のプロフィール</b>	
2.1 組織の名称	P1
2.2 主要なブランド、製品および/またはサービス	P1, P29~30
2.3 主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	P1
2.4 組織の本社の所在地	P1
2.5 組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	P1
2.6 所有形態の性質および法的形式	P1
2.7 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	P1
2.8 報告組織の規模	P1, P22
2.10 報告期間中の受賞歴	P12
<b>3. 報告要素</b>	
3.1 提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など）	P2
3.3 報告サイクル（年次、半年ごとなど）	P2
3.4 報告書またはその内容に関する質問の窓口	P2
3.5 報告書の内容を確認するためのプロセス	P2, P24
3.6 報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）の詳細は、GRIバウンダリー・プロトコルを参照のこと	P2
3.9 報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	P64
3.12 報告書内の標準開示の所在場所を示す表	P70
3.13 報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する。	P69
<b>4. ガバナンス、コミットメントおよび参画</b>	
4.1 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	P15
4.8 経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	P5~6
4.11 組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	P17
4.12 外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	P58
4.13 組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および/または国内外の提言機関における会員資格	P57
4.14 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	P5~6, P24
4.15 参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	P5, P24
<b>5. マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標</b>	
<b>経済</b>	
マネジメント・アプローチに関する開示	
目標とパフォーマンス	P21~22
方針	P35

\*GRI(Global Reporting Initiative: 国連環境計画の公認協力機関) ガイドライン: 企業がCSR報告書、サステナビリティレポート、環境報告書を作成する際に参考としているガイドライン。

ガイドライン項目	記載頁
<b>パフォーマンス指標</b>	
EC8 商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響。	P31~34
<b>環境</b>	
マネジメント・アプローチに関する開示	
目標とパフォーマンス	P41~42
方針	P5~6, P39
組織の責任	P43
監視およびフォローアップ	P44
<b>パフォーマンス指標</b>	
EN1 使用原材料の重量または量。	P49~50
EN2 リサイクル由来の使用原材料の割合。	P65~66
EN3 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量。	P49~50
EN4 一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量。	P49~50
EN5 省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量。	P46, P49~50
EN6 エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量。	P59~60
EN8 水源からの総取水量。	P49~50
EN12 保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明。	P56
EN13 保護または復元されている生息地。	P11~13
EN14 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画。	P51~52
EN16 重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量。	P49~50
EN18 温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量。	P57, P59~60
EN20 種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質。	P49~50
EN21 水質および放出先ごとの総排水量。	P49~50
EN22 種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量。	P49~50
EN24 バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合。	P56
EN30 種類別の環境保護目的の総支出および投資。	P45
<b>労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）</b>	
マネジメント・アプローチに関する開示	
方針	P5~6
<b>社会</b>	
マネジメント・アプローチに関する開示	
方針	P5~6
組織の責任	P16
研修および意識向上	P16
監視およびフォローアップ	P16
<b>パフォーマンス指標</b>	
S01 参入、事業展開および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性。	P51~52
<b>製品責任</b>	
マネジメント・アプローチに関する開示	
方針	P5~6
<b>パフォーマンス指標</b>	
PR3 各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合。	P20, 29

# 用語集

## Ⅰ 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

[P45～46、P49、P51、P53～54]

二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、無水硫黄 (SO<sub>3</sub>) などの総称。化石燃料に含まれる硫黄化合物の燃焼によって発生する。呼吸器疾患を引き起こしたり酸性雨などの原因になるため、大気汚染防止法の規制対象物質となっている。

## 石綿 (アスベスト) [P56]

天然鉱物が繊維状に変形した物質。耐熱性、耐久性に優れ、主に建材製品として使用されてきた。人体に有害であり、吸引すると、5年～40年の潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

吹付け石綿に関しては、「特別化学物質等障害予防規則」改正により、1975年に原則使用禁止。2006年より石綿等の製造等が禁止されている。

## 一般廃棄物 [P67～68]

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「一般廃棄物」とは産業廃棄物以外の廃棄物としている。主に家庭やオフィスから排出される生ゴミ、粗大ゴミ、紙くずなどのこと。

## Ⅱ エネルギー

### セキュリティー [P07]

政治、経済、社会情勢の変化に過度に左右されずに、エネルギー源を確保すること。

### Ⅲ オゾン層 [P45～P46、P59]

地上から約20～30kmの範囲に集中するオゾンの層。オゾンは、太陽から放射される有害な紫外線を吸収する重要な働きを持つが、近年はフロンなどの排出によるオゾン層破壊が指摘されている。

### Ⅳ オピニオンリーダー [P20]

ある集団の意見の形成に方向づけをする人。世論や集団の意志形成に大きな影響力をもっている人。世論形成者。

### オール電化 [P29～30]

調理・給湯・冷暖房など家

中すべてのエネルギーを電気で作る住宅のこと。

## 温室効果ガス

[P57～58、P59、P63～64、P69]

地表付近の気温は、太陽から流入する熱 (赤外線、可視光線) と地表から放射する熱とのバランスで決まるが、さらに大気中には赤外線を吸収するガスが存在するために、地表の気温は適温に保たれている。これらのガスを温室効果ガスという。しかし、温室効果ガスの急増により地表の温度が上昇する現象 (地球温暖化) が現れ、1997年に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) の6物質を温室効果ガスとして削減対象とする京都議定書が採択された。

## Ⅴ かりゆしウェア [P63]

「沖縄をモチーフにした柄で、県内で縫製されているもの」という定義の上衣。アロハシャツ風で通気性に富み、官公庁や企業の夏服として定着しつつある。2000年の沖縄サミット開催に伴い普及活動が活発化し、名称と定義の統一がなされた。沖縄県工業連合会の登録商標。

## 環境アセスメント

### (環境影響評価) [P51]

大規模な開発事業などの実施に先立ち、事業が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価し、その結果を受けて防止策や代替案などの適正な措置を行う仕組み。環境保全を目的としている。

## 環境会計 [P45、P69]

企業などが、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的 (貨幣単位または物量単位) に測定し伝達する仕組み。

## 環境保全コスト [P45～46]

事業者が環境への負荷を

低減させることを目的として投資等を行ったコストおよびこれに関連するコスト。

## 環境マネジメント

### システム (EMS) [P44]

企業などの組織が行う、環境への負荷低減のための取り組み方法。環境方針を計画・決定し (Plan)、実施・運用し (Do)、点検・評価し (Check)、展開する (Action) というPDCAサイクルを繰り返して、継続的に運用していく。

## 環境モニタリング [P51]

発電所の新設や増設などによる環境への影響を監視・把握するために、工事中および事業開始後の環境変化を捉えるために行う調査のこと。大気質、騒音、水質などの調査がある。

## 環境ラベル [P63]

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベルなどに書かれたマーク等を通じて購入者に伝達するもの。

## 頑丈土破砕材 [P65]

石炭火力発電所から発生する石炭灰を原料として当社が製造した、資源循環型の地盤材料。砂質土と同様の性能を有しており、また軽量、高強度、優れた走行性などの特徴がある。建設大臣認定機関 (財) 土木研究センターの技術審査証明を2006年11月に取得した。また、2006年11月には国土交通省所轄の (財) 沿岸技術センターより港湾関連民間技術の確認審査・評価事業で、港湾工事の埋立材料などとして認定された。(沖縄県リサイクル資材評価認定制度 (ゆいくる) 認定資材) (港湾関連民間技術の確認審査・評価認定資材)

**主な用途:** 道路の路床材、路体の盛土材/構造物の裏込め材、埋戻し材/土地造成の拡幅盛土材/埋設管の埋戻し材/河川築堤の高上げおよび腹付け材

## Ⅵ 京都メカニズム

[P41～P42、P45～46、P57～58]

京都議定書で取り決められた温室効果ガス排出量削減目標を達成するために導入された、市場原理を活用した仕組み。これは、国内だけで排出量削減を行うのではなく

他国間で削減プログラムを実施するというもので、次の3つの項目から成る。

1. クリーン開発メカニズム (CDM) 先進国が開発途上国において温室効果ガス削減事業を行い、事業に伴う削減量を自国の削減量としてカウントできる仕組み。

2. 共同実施 (JI) 先進国間で温室効果ガス削減事業を行い、事業に伴う削減量を自国の削減量としてカウントできる仕組み。(削減量と同量の排出枠を移転するイメージ。先進国全体の枠の量は変化しない)

3. 排出量取引 温室効果ガスの排出余剰枠およびCDM、JIで得たクレジットを、先進国間で売買できる仕組み。

※出典: (社) 海外環境協力センター 京都メカニズム情報プラットフォームより

<http://www.kyomecha.org/>

## Ⅶ グリーン購入

[P41～P42、P45～46、P63、P67]

製品を購入する際、必要性を十分に考慮するとともに、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを選択して購入すること。

## グリーン電力基金 [P62]

環境にやさしい自然エネルギーの普及促進に賛同するお客さまからの寄付金を活用して、風力発電・太陽光発電設備開発への助成を図る制度のこと。

## Ⅷ 古紙 [P68]

使用済みの紙類の総称で、再生紙の原料となる。古紙はほぐして繊維に戻し、異物の除去、脱インキ・漂白などの工程を経ると、段ボール、新聞紙、雑誌、トイレットペーパーなどに生まれ変わる。

## コーポレートガバナンス

[P15]

会社の不正行為の防止あるいは適正な事業活動を維持・確保するために、企業を

健全に運営すること、また、その仕組み。企業統治。

## コンバインドサイクル発電

[P07、P25、P51、P57]

ガスタービン発電と火力発電の二つの方式を組み合わせることで発電する複合発電方式。ガスタービン発電機で発電、排熱回収ボイラで高温のガスタービン排気の熱量を回収し、発生蒸気により蒸気タービン発電機で発電する。

## コンプライアンス [P48]

企業が事業活動を行なうことに際し、法令や社会的規範・企業倫理を遵守すること。近年、企業活動における法令違反を未然に防ぎ、ステークホルダーの立場にたって経営を行なうことをさすこともある。

## Ⅸ 産業廃棄物 [P41、P65]

廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されている。産業廃棄物とは、工場などの事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリなど、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物のこと。排出事業者は自ら処理をする責任を負う。

## Ⅹ 次世代育成対策支援促進法 [P36]

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的として平成15年に制定された法律。企業は同法に基づき「一般事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられている。

## 自然エネルギー [P60]

太陽光、太陽熱、風力、波力、バイオマス (家畜糞尿などの有機物)、地熱など、自然現象から得られるエネルギー。枯渇の不安があり環境にも負荷を与える化石燃料に対し、再生可能でクリーンなエネルギーとして注目されている。

## 食育 [P30]

国民一人一人が、生涯を通じて健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食につい

て考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取り組みのこと。

## シンボルスポーツ [P34、P37]

従業員の一体感や士気向上をはかるため、さらには地域振興や競技振興といった社会貢献に寄与するため企業が認めたスポーツ。当社では平成13年7月より硬式野球チームをシンボルスポーツとして位置付けている。

## Ⅺ ステークホルダー

[P02、P03、P06、P23～24、P69]

企業活動によって影響を受ける人々や団体など利害関係者のこと。

## Ⅻ 生物多様性

[P11～12、P51、P56]

生物多様性には、①生態系の多様性 (地球上にはさまざまな生態系が存在する)、②種間 (種) の多様性 (地球上にはさまざまな種類の生物が存在する)、③種内 (遺伝子) の多様性 (同じ生物種内でも遺伝子による違いがある)、の3つのレベルの多様性がある。

人間は生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えている。私たちが生物多様性の恵みを将来の世代にわたって享受し続けるためには、生物多様性の保全と持続可能な利用に取組むことが重要である。

## 世界銀行 [P57～58]

発展途上国が自らの力によって発展するように支援することを使命として、主に発展途上国の政府や民間企業に対して、融資・貸付・技術協力・調査・研究などを行う公的な国際金融機関であり、一般的に国際復興開発銀行 (IBRD) と国際開発協会 (IDA) の2つをいう。

## ゼロエミッション [P65]

国連大学が提唱しているコンセプトで、事業活動の結果、排出される廃棄物をゼロに近づけて、循環型社会システムを構築しようという取り組み。廃棄物を発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再利用 (Recycle) することにより、最

終処分量を減らすということ。

## Ⅼ ダイオキシン類 [P56]

塩素を含むプラスチックなどが燃焼したときに発生する猛毒の有機塩素系化合物の総称。ゴミ焼却などによる大気汚染はもろろん、分解しにくい、脂に溶けるなどの性質から土壌や水質を長期間にわたって汚染し、食物連鎖の中で濃縮されていく。人体への影響として、ガンや奇形を引き起こすなどの報告がある。

## 炭素基金 [P57～58]

地球温暖化を引き起こす温室効果ガスの排出量削減を推進することを目的に設立された基金。先進国政府や企業からの出資をもとに、発展途上国や旧東欧における温室効果ガス削減プロジェクトに投資、削減された温室効果ガスの量の一部を「CO<sub>2</sub>排出クレジット」として出資者に還元する仕組み。

世界銀行ではCDCFやBioCF等がある。

### 【CDCF】

コミュニティ開発炭素基金 (Community Development Carbon Fund): 再生可能エネルギー、省エネなどの小規模CDM (クリーン開発メカニズム) プロジェクトに出資する基金。

### 【BioCF】

バイオ・カーボン・ファンド (Bio Carbon Fund): 植林、再植林のCDM (クリーン開発メカニズム)、JI (共同実施) プロジェクトに出資する基金。

## Ⅽ 地球温暖化 [P57～58]

地表付近の気温は、二酸化炭素などの温室効果ガスの存在によって適温に保たれているが、産業活動の拡大により温室効果ガスが急増し、大気圏外へ放出されるはずの赤外線が温室効果ガスが吸収し、地球規模での気温上昇が進んでいる。この現象を地球温暖化という。

## 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)

[P45～46、P47、P49、P51、P53～54]

燃料が燃える時に、空気中の窒素と酸素が反応して生成される一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) などの総

称。自動車の排気ガスや、工場や家庭で使用するボイラーなどから発生し、環境や人体に有害な物質とされている。

## チーム・マイナス6%

[P63～64、P67]

京都議定書によるわが国の温室効果ガス6%削減約束を達成するため、政府を中心とする地球温暖化対策推進本部が推進している地球温暖化防止国民運動。

<http://www.team-6.jp>

## Ⅾ 低公害車 [P41～42]

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。

## 低窒素酸化物バーナ [P53]

NO<sub>x</sub> (窒素酸化物) の生成を抑えるために、燃焼時における酸素濃度や温度を下げ、高温域でのガスの滞留時間を短縮するなどの機能を備えたバーナのこと。

## 電気式集じん装置 [P53]

高圧の電気を流した二つの電極 (陽極 (+)、陰極 (-)) による静電気を利用して、工場などから排出されるばいじんを吸着し取り除く装置のこと。

## Ⅿ トップマネジメント

[P21、P48]

企業組織の最上層部を構成して、経営活動の意思決定を行う人ないし機関、もしくはそれらの機能。

## Ⅿ 熱効率 [P59]

火力発電の過程で、燃料の燃焼で得られた熱エネルギーのうち、有効な電気エネルギーとなった割合を指す。

## Ⅿ ノーマイカーデー [P64]

自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、徒歩・自転車・公共交通機関の利用・相乗りにより、二酸化炭素排出量削減、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車二酸化炭素排出量削減による弊害の抑制を期待した活動のこと。日本では1971年に八王子市が自動車利用を自粛するよう呼びかけたのが最初。

# 用語集

## は 排煙 [P51, P53~54]

工場などの施設で燃焼の際、発生した煙を、煙突から屋外に排出すること。

## ばい煙 [P47, P51, P54]

硫黄酸化物、窒素化合物、ばいじん、有害物質など、大気汚染防止法で定められた物質のことで、焼却などで発生する。法や条例では、ばい煙の発生源となる施設を定め、届け出義務や規制基準遵守義務を課している。

## 排煙脱硝装置 [P53~54]

火力発電所のボイラーなどにおいて、化石燃料を燃焼した際に発生する窒素酸化物を、窒素と水に分解して排ガスから除去する装置のこと。

## 排煙脱硫装置 [P53~54]

火力発電所のボイラーなどにおいて、化石燃料を燃焼した際に発生する硫黄酸化物を、排ガスから除去する装置のこと。

## バイオマス [P59]

生物(バイオ)の量を物質の量(マス)として表現したもの。産業資源としてのバイオマスは、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」となる。家畜糞尿や建築廃材などがバイオマス資源となる。

## 排出原単位 [P41, P54, P57]

1kWhの電気を発電または使用する際に排出されるCO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>などの排出量のこと。

## ばいじん [P45~46, P53~54]

燃料の燃焼等に伴い発生するすす等の固体の粒子状物質。

## バウンダリー [P70]

境界のこと。本レポートでは、P2に記載されている通り「報告組織の範囲」を指す。

## ひ ヒドラジン [P56]

無色透明でアンモニアに似た臭いをもつ液体で、脱酸素剤として広く使用され、特に高圧ボイラの防食剤や軽水炉冷却水の防錆剤として多く用い

られている。ヒドラジンは、加熱されてある程度水分が除去されると引火しやすく中程度の危険性があるほか、蒸気を吸入した場合有害性がある。

## 品質マネジメントシステム(QMS) [P21]

国際規格ISO9001の要求事項に基づき、品質(本来備わっている特性の集まりが要求事項を満たす程度)に関して組織を指揮し、管理するためのマネジメントシステム。

## フェアディスクロージャー [P35]

企業情報を特定の人のみに提供するのではなく、広く株主や投資家に対して情報伝達していくために、公平に情報開示を行うこと。

## 浮遊粒子状物質 [P51]

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10ミクロン以下の非常に細かい粒子のこと。工場や自動車などから排出される人為的なもの、土壌粒子や降灰などの自然現象によるもの、また大気中のガス状物質から化学反応によって二次的に生成されるものがある。

## ぼボゾテック [P65]

石炭火力発電所において発生する石炭灰(フライアッシュ)と排煙脱硫石こうに、水と少量の消石灰を添加し混合した湿潤状粉体で、路床、路盤、盛土材などの土砂代替材として開発。建設大臣認定機関(財)土木研究センターの技術審査証明を1995年3月に取得し、2004年に沖縄県リサイクル資材に認定された。(沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)認定資材)

## よ 余剰電力 [P62]

太陽光、風力などの自然エネルギーや、その他自家発電によって得られた電力の中で、使用してなお余った電力のことをいう。余剰電力は、自然エネルギーの普及や効率的な使用を目的として電力会社が購入している。

## ろ 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>) [P46, P59]

フッ素と硫黄の化合物。耐

熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、電気絶縁ガスなどに使用されている。オゾン層は破壊しないが、非常に強力な温室効果ガスであるため、排出抑制対象物質とされている。

## CO<sub>2</sub>排出削減量(クレジット) [P58]

本レポートでは、京都議定書によって認められたメカニズムより取引される取引単位、主に先進国と途上国間での共同プロジェクトによる排出削減量のことを呼んでいる。当クレジットは、京都議定書の目標達成のため、自社の事業活動により排出した温室効果ガスを相殺するのに用いることができる。

## E ELD(経済負荷配分)運転 [P60]

電力供給は、複数の発電機を運転してその需要電力に応じている。経済負荷配分運転とは、より燃料コストが少ない発電機の組み合わせにより需要をまかなう電力を発電させる運転方法のこと。

## G Gマーク [P55]

1957年にスタートした(財)日本産業デザイン振興会が運営する日本唯一のデザイン評価・推奨制度「グッドデザイン賞」を受賞した、優れた商品、建築・環境などの活動に与えられるマークのこと。

## I IR [P35]

投資家向け広報。企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な企業情報を適時、公平、継続して提供する活動。

## ISO [P44]

国際標準化機構(International Organization for Standardization)。品質およびサービスなどのあらゆる分野の規格統一を推進する非政府組織で、ジュネーブに本部を置く。世界130カ国以上が加盟しており、日本からはJISC(日本工業標準調査会)が参加している。

## ISO14001(環境マネジメントシステム) [P44]

環境マネジメントシステム(ISO14000シリーズ)とは、企業や組織が環境に与える負

荷の低減を組織的・継続的に実施し、持続ある発展を実現するための環境改善システムで、1996年にISOによって制定され、2004年に改正版が発行された。特にその中核をなすISO14001では、環境マネジメントシステムの具体的な要求事項が定められている。

## L LNG(液化天然ガス) [P04, P07~08, P25, P51, P57]

古代の動植物の死骸が堆積して生成された天然ガスを、-162℃まで冷却させて液化したもの(LNG=Liquefied Natural Gas)。液化させることで体積が1/600にも圧縮され、遠隔地への大量輸送が可能となる。CO<sub>2</sub>の排出量が少ないことから、クリーンなエネルギーとして注目されている。

## P PCB(ポリ塩化ビフェニル) (Poly Chlorinated Biphenyl) [P41~42, P56]

塩素を含む有機化学物質の一種で、化学的に安定で絶縁性が高いなどの特性から電気器具などの絶縁油、感圧紙などに使用されてきたが、環境および人体への毒性が明らかとなり1972年に製造中止となった。現在では第一種特定化学物質に指定されている。

## PRTR法 (Pollutant Release and Transfer Register) [P56]

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。1999年7月に公布され、対象となる化学物質を取り扱う事業者にはこれらの排出量および移動量の把握、管理、届出を義務づけるもの。

## R RPS制度・RPS法 (Renewable Portfolio Standard) [P04, P40, P41~42, P59~60, P62]

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」。2002年に公布され、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的で適切な供給の確保に資するため、電気事業者に毎年度、販売電力量に対する一定の比率で新エネルギーなどの利用・購入を義務付けるもの。2003年4月から施行されている。

「沖縄電力CSRレポート2009」をお読みいただき、ありがとうございました。当社は、「地域とともに、地域のために」というコーポレートスローガンの下、さまざまな活動に取り組んできました。皆さまからのご意見、ご感想、ご要望をお聞かせいただき、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。お手数ですが、裏面のアンケートにお答えいただきますようお願いいたします。

アンケートはFAXでお送りいただくか、この用紙を貼りあわせてポストに投函して下さい。

郵便 裏面のアンケートに回答いただき、点線のとおり切り取り、のり付けした後、ポストへ投函ください。 E-Mail keieikakuka@okiden.co.jp  
FAX 098-875-4537 Web http://www.okiden.co.jp

9012190

浦添市牧港5-2-1

料金受取人私

浦添支店 認  
承 104

差出有効期間  
平成22年6月  
30日まで

返信  
(切手不要)

沖繩電力株式会社  
企画本部企画部経営企画課  
「CSRレポート2009」アンケート係 行

のりしろ

### 個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきましたご意見・ご感想など、皆さまの個人情報につきましては、今後のレポートづくりの参考および次回発行時の郵送以外の目的では使用いたしません。

あてはまる項目にチェックして下さい。

**Q1** 本レポートをお読みになった感想をお聞かせ下さい。

- ◆分りやすさ 大変分りやすい 分りやすい 普通 やや分りにくい 分りにくい  
 ◆内容の充実度 大変充実している 充実している 普通 やや充実していない 充実していない  
 ◆デザイン 大変読みやすい 読みやすい 普通 やや読みにくい 読みにくい

**Q2** 特に興味を持たれた内容はどの項目でしたか。(複数回答可)

1. 沖縄電力のCSR  
 社長メッセージ  CSRと基本理念の位置付け
2. CSRトピックス  
 吉の浦火力発電所の建設計画  大型台風襲来における復旧対応  残波しおさいの森
3. 経営・経済面  
 コーポレート・ガバナンス  内部統制システム  法令遵守・企業倫理の徹底  リスクマネジメント  
 情報セキュリティ  個人情報保護  広報活動・情報開示  品質管理  業績概要
4. 社会面  
 ステークホルダー  お客さまとの関わり  地域・社会貢献活動  
 株主・投資家との関わり  取引先との関わり  従業員との関わり
5. 環境面  
 環境管理の充実  地域環境保全の推進  地球環境対策の推進  循環型社会形成の推進
- あとがき  
 第三者意見  GRIガイドライン対照表  用語集

**Q3** 沖縄電力のCSR活動や本レポートに対するご意見・ご感想・ご要望等をお聞かせ下さい。

**Q4** 本レポートをどのような立場でご覧頂きましたか。

- お客さま  株主・投資家  お取引先  政府・行政機関  NPO・NGO  
 報道関係  企業のCSR(または環境)担当者  研究・教育関係者  学生  
 沖縄電力各支店・各営業所の近隣の方  沖縄電力の従業員・家族  その他( )

**Q5** 本レポートをどこで知りましたか。

- 当社ホームページ  CSR関係のサイト  当社従業員から  当社訪問時  
 新聞・雑誌  その他( )

ご協力ありがとうございました。差し支えない範囲でご記入下さい。

フリガナ お名前		ご住所 〒	
性別	男・女	年齢	歳
ご職業(勤務先・学校・団体など)		次回のレポートの送付を希望する場合は <input type="checkbox"/> に チェックをご記入下さい。 <input type="checkbox"/> 送付希望	

見学・体験施設



電気科学館

沖縄県うるま市宇堅657番地  
 ☎070-5819-2532/2533  
 開館時間/9時~12時、13時~17時(休館日/土・日・祝日)

おきでん うるま料理教室

沖縄県うるま市江洲358番地2 うるま支店3F  
 ☎070-5486-2751  
 随時開催

オール電化ショールーム「カエルぴあ」

沖縄県那覇市旭町114番地4 おきでん那覇ビル2F  
 ☎0120-084-875  
 開館時間/9時30分~18時(休館日/日)

牧港火力発電所

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号  
 ☎098-877-3481  
 見学時間/10時~16時(定休日/土・日・祝日)

おきでん うらそえ料理教室

沖縄県浦添市牧港四丁目11番3号 おきでん牧港ビル7F  
 ☎070-5486-2572  
 開館時間/8時30分~17時(休館日/土・日・祝日)

具志川火力発電所

沖縄県うるま市宇堅657番地  
 ☎070-5819-2532/2533  
 見学時間/9時~12時、13時~17時(定休日/土・日・祝日)



石川火力発電所

沖縄県うるま市石川赤崎三丁目1番1号  
 ☎098-964-3129  
 見学時間/10時~14時30分(定休日/土・日・祝日)

金武火力発電所

沖縄県国頭郡金武町字金武3333番地  
 ☎098-968-8560  
 見学時間/10時~17時(定休日/土・日・祝日)

主な事業所

本店	〒901-2602 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号	浦添支店	〒901-2611 沖縄県浦添市牧港四丁目11番3号
東京支社	〒107-0062 東京都港区南青山一丁目15番9号(第45興和ビル6階)	うるま支店	〒904-2244 沖縄県うるま市江洲358番地の2
那覇支店	〒900-8522 沖縄県那覇市旭町114番4号	名護支店	〒905-0021 沖縄県名護市東江五丁目12番27号
糸満営業所	〒901-0305 沖縄県糸満市西崎一丁目4番1号	宮古支店	〒906-0008 沖縄県宮古島市平良字荷川取459番地の1
与那原営業所	〒901-1302 沖縄県与那原町字上与那原383番地	八重山支店	〒907-0001 沖縄県石垣市字大浜441番地2